

2012年（平成24年）12月13日

兵庫県知事 井戸敏三 殿

ハンセン病問題の解決に向けた施策の充実を求める要望書

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史

2001年（平成13年）5月11日、熊本地方裁判所が国のハンセン病患者に対する強制隔離政策の過ちを断罪する判決を言い渡してから、すでに11年以上の年月が経過しました。

2009年4月施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称「ハンセン病問題基本法」）は、国及び地方公共団体に、ハンセン病回復者が地域社会から孤立することなく安心して豊かな生活を送ることができるよう、ハンセン病回復者の被害回復を旨とした施策を講じるべき責務があるとし、また何人もハンセン病を理由とした差別をしてはならないとの基本理念を定めています。

ところが、現在、入所者の平均年齢が82歳を超えたハンセン病療養所においては、職員数の削減により入所者の医療、看護、介護および生活全般が脅かされ、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）がハンストを含む実力行使の方針を決議せざるをえない状況にまで追い込まれています。また、社会内にはいまだ根深い偏見差別が残っており、社会内で暮らすハンセン病回復者に対する医療や生活等の相談支援体制の整備も極めて不十分であるなど、ハンセン病問題の解決にむけては今なお課題が山積している状況にあります。

さらに昨秋、神戸で上演され、当会および貴庁も後援したミュージカル「ドクターサーブ」においては、ハンセン病患者の描き方がハンセン病に対するあらたな偏見差別を助長しかねず、また回復者の尊厳を傷つけるとして、回復者らから申し入れがなされる事態となりました。

当会は、このたびの問題を受け、本年5月に「ハンセン病問題から考える個人の尊厳」と題するシンポジウムを開催し、同10月には国立ハンセン病療養所長島愛生園への訪問研修会を開催しました。当会としては、ハンセン病回復者に対する人生全般に及ぶ人権侵害を長年看過してきた法曹の責任をあらためて自覚しつつ、今後とも、貴庁をはじめ関係諸官庁その他の機関・団体と連携し、ハンセン病問題の解決に向けて努力を続けていく所存です。

ところで当会は、貴庁に対し、2003年（平成15年）2月、ハンセン病

への差別を助長するリーフレットの回収と患者であった人々への人権救済措置を求める要望書を提出致しました。その後、貴庁は、強制隔離政策の誤りおよび貴庁の責任にも言及した新パンフレットを作成されましたが、ハンセン病問題基本法の成立後はパンフレットの改訂もなされず、現在はパンフレットの作成配布も行われておりません。

しかしながら、現在ハンセン病回復者がおかれている状況およびハンセン病問題基本法に定められた地方公共団体の責務に鑑みれば、貴庁には、ハンセン病問題に対する理解を深めるための啓発パンフレットの作成はもちろんのこと、県出身入所者および県内在住の回復者に対する支援施策ならびに偏見差別の解消に向けた啓発のための取組等をさらに充実させるべき責務があるというべきです。

そこで、当会は貴庁に対し、以下のとおり要望いたします。

- 1 ハンセン病問題に関する啓発パンフレットを再度改訂し発行するとともに、研修会や講演会の開催等、ハンセン病問題に対する理解を深め偏見差別を解消するための啓発の取組を充実化されたい。
- 2 県出身入所者および県内在住のハンセン病回復者に対する総合的かつきめ細やかな相談支援体制を整備・充実されたい。
- 3 施策の策定・実施にあたっては、ハンセン病回復者の意見を十分に反映させるべく、当事者の参加を最大限確保されたい。

以上